

災害時における仮設橋の架橋に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）とヒロセ株式会社（以下「乙」という。）とは災害時における仮設橋の架橋に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は浦安市域に災害が発生し、市内で落橋等により住民への救援に支障が生じた場合、仮設橋の架橋に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し別紙要請書（第1号様式）により、仮設橋の設置について要請し、乙は本要請に基づき仮設橋を設置する。ただし、要請書をもってすることが出来ないときは、電話等で要請し事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 仮設橋の設置箇所については、甲が指定した場所とする。

3 甲からの要請後1ヵ月以内を目処に仮設橋を設置する。

（使用期間）

第3条 仮設橋の使用期間は、災害による被害の復興が完了するまでの期間とする。なお、期間の設定については、災害の状況を考慮しその都度甲・乙協議するものとする。

（費用弁償）

第4条 前条の規定による乙の本設備等の設置及び撤去費用は、地震等発生直前における適正料金とし、乙は甲に請求できるものとする。

（協議事項）

第5条 この協定の内容及びこの協定に定めのない事項について、疑義が生じたときは、その都度甲・乙が誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日1か月前までに、甲・乙いずれからも協定終了の意思表示がないときは、更に1年間期間を延長するものとし、以後もまたこの例による。

平成13年10月23日

（甲）千葉県浦安市猫実1丁目1番1号

浦安市

浦安市長 松崎 秀樹

（乙）江東区東陽4丁目1番13号

ヒロセ株式会社

代表取締役 廣瀬 太一

様式省略